

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月11日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	開閉所碍子洗浄防災設備の超音波洗浄式汚損検出器補給水配管において、フランジ部が外れているため、当該フランジを点検補修。	D	
2	2号機	換気空調系原子炉ウエル隔離弁(D)において、閉側リミットスイッチ不良(弁全閉時赤緑ランプ両点灯)が認められたため、当該リミットスイッチを点検補修。	D	
3	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)伝熱管切断時、カッター用替え刃を熱交換器胴側内部に落下させたため、替え刃の調査及び回収。	D	
4	2号機	プロセス放射線モニタ系排ガス減衰管入口モニタ記録計点検時、緑ペン用サーボユニット動作不良(モータ軸部異音)が認められたため、当該記録計を点検補修。	D	
5	3号機	プラント過渡現象記録装置において、記録サーバーN02電源ユニットに不具合(電源停止)が認められたため、当該電源ユニットを交換。	D	
6	3号機	原子炉建屋排気ファン(B)吐出グラビティダンパーにおいて、動作不良(閉動作しない)が認められたため、当該ダンパー点検及び対応検討。	D	
7	3号機	中央制御室端子盤点検時、制御ケーブル端子圧着不良箇所が認められたため、当該不良箇所を補修。	D	
8	3号機	換気空調系中央制御室空冷コンデンサ(A)送風機において、送風機ケーシング銘板と電動機銘板を逆に取り付けたため、正規に取り付け。	D	
9	3号機	燃料集集体炉内配置検査の成績書において、記載漏れ(チャンネルファスナ向き確認結果チェック印)が認められたため、チャンネルファスナ向きが正しいことを確認。	C	
10	3号機	現場制御盤点検時、不良箇所(端子台カバー無し、盤扉ハンドル不良、端子台破損)が認められたため、当該不良箇所を補修。	D	
11	3号機	高圧窒素ガス供給系常用系圧力調節弁後弁において、全閉(本来は全開)が認められたため、当該弁を正規の状態に全開操作。	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉の停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電 話 0240-30-7802